

# 第86回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** | 2023年6月27日（火曜日）午前10時

**場所** | 岡山市北区内山下1丁目1番13号  
当社本店 6階大会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 目次

招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告 .....	16
計算書類 .....	34
監査報告書 .....	46



## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

第86回定時株主総会を2023年6月27日（火）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第86期（2022年度）は、資材価格の高騰や競争の激化などにより収益環境が急速に厳しくなりましたが、安定的な収益基盤の構築を目指し、積極的な営業活動を展開してまいりました。

今後も、急激な変化を伴う先行き不透明な経営環境は続きますが、当社の伝統を堅実に守りつつ、変化に柔軟に対応し、総合力をさらに強く成長させることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月  
代表取締役社長 三宅 啓一

## 経営理念

”健全な建設事業の経営を通じて、会社の持続的な発展を図り、それによって社会国家の繁栄に寄与すると共に、株主各位の負託に応え、社員の人間成長と福祉を増進する”

”創造性と活力あふれる集団が、お客様に価値あるソリューションを提供するとともに、透明で公正な生活空間創造企業として、地域社会、株主、社員、パートナーなど企業を取り巻くすべての利害関係者から信頼され、社会に貢献する”

証券コード：1793  
2023年6月7日  
(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)

株主各位

岡山市北区内山下1丁目1番13号

**株式会社 大本組**

代表取締役社長 三宅啓一

## 第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、本招集ご通知（書面）のご送付と併せて、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第86回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ohmoto.co.jp/index.html>

（上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」、「株主総会」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「大本組」または「コード」に「1793」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時
2 場 所	岡山市北区内山下1丁目1番13号 当社本店 6階大会議室
3 目的事項	<b>報告事項</b> 第86期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会  
開催日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時

### 株主総会にご出席されない場合

#### ▶ インターネットによる議決権行使の場合



当社指定の、議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内にしたがって各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時まで

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
- (2) インターネットのご利用環境や機器によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

#### ▶ 郵送（書面）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、下記期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時必着

#### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

議決権行使期限 **2023年6月26日（月曜日）午後5時まで**

### QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



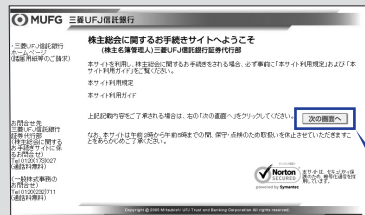
### アクセス手順

- ① お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ② ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

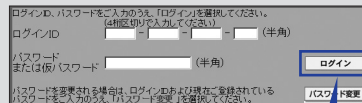
#### アクセス手順

#### ① WEBサイトへアクセス



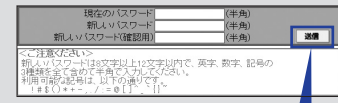
「次の画面へ」をクリック

#### ② 「ログインID」と「仮パスワード」を入力



入力して「ログイン」をクリック

#### ③ 新しいパスワードの入力



入力して「送信」をクリック

- ④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

**☎ 0120-173-027**

（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績動向を考慮しつつ、株主の皆様に安定した配当を継続することを基本方針としております。当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績及び経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金170円 総額810,043,370円
2	剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月28日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

みやけ けい いち  
三宅 啓一

(1968年1月20日生)

再任

取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
4年	1990年4月 当社入社	2019年6月 当社取締役
所有する当社の株式の数 2,200株	2018年4月 当社東京支店長	2020年4月 当社執行役員副社長
	2018年6月 当社執行役員	2021年4月 当社代表取締役社長（現任）
	2019年4月 当社営業本部長	2021年4月 当社執行役員社長（現任）
	2019年5月 当社専務執行役員	

### 取締役候補者とした理由

三宅啓一氏は、長年にわたり建築事業部門に従事し、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有するとともに、東京支店長、営業本部長等の要職を経て、現在は代表取締役社長を務めております。この豊富な経験と実績をもとに、これまで取締役としての職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

おお ふじ  
大藤つよし  
強

(1935年2月4日生)

再任

取締役在任年数

16年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

3,093株

1953年3月 当社入社

2007年6月 当社常務執行役員

1987年9月 当社社長室監査部長

2007年6月 当社管理本部長兼コンプライアンス

1989年8月 当社常任監査役

担当(現任)

1994年8月 当社常勤監査役

2012年6月 当社専務執行役員(現任)

2007年6月 当社取締役(現任)

## 取締役候補者とした理由

大藤強氏は、長年にわたり管理部門に従事し、同部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有するとともに、社長室監査部長、常勤監査役等の要職を経て、現在は管理本部長を務めております。この豊富な経験と実績をもとに、これまで取締役としての職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

あお き  
青木かず や  
一也

(1959年8月15日生)

再任

取締役在任年数

2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

1,009株

1982年4月 当社入社

2020年12月 当社建築本部副本部長

2021年6月 当社取締役(現任)

2021年6月 当社執行役員(現任)

2021年6月 当社建築本部長(現任)

## 取締役候補者とした理由

青木一也氏は、長年にわたり建築事業部門に従事し、同部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有するとともに、大規模作業所長、建築本部副本部長等の要職を経て、現在は建築本部長を務めております。この豊富な経験と実績をもとに、これまで取締役としての職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

とみ つか  
富塚 照彦

(1956年7月11日生)

再任

取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
4年	1980年4月 当社入社	2019年6月 当社取締役（現任）
所有する当社の株式の数 0株	2009年2月 当社内部監査室長	
	2015年4月 当社管理本部総務部長（現任）	
	2015年6月 当社執行役員（現任）	
	2015年11月 当社管理本部副本部長（現任）	

#### 取締役候補者とした理由

富塚照彦氏は、長年にわたり管理部門に従事し、同部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有するとともに、内部監査室長、管理本部総務部長等の要職を経て、現在は管理本部副本部長（兼総務部長）を務めております。この豊富な経験と実績をもとに、これまで取締役としての職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

いがらし  
五十嵐 裕

(1965年5月18日生)

再任

取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2年	1989年4月 当社入社	2021年6月 当社執行役員（現任）
所有する当社の株式の数 2,815株	2019年4月 当社東京支店建築営業部長	
	2020年4月 当社東京支店次長	
	2021年4月 当社営業本部長（現任）	
	2021年6月 当社取締役（現任）	

#### 取締役候補者とした理由

五十嵐裕氏は、長年にわたり営業部門に従事し、同部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有するとともに、東京支店建築営業部長、東京支店次長等の要職を経て、現在は営業本部長を務めております。この豊富な経験と実績をもとに、これまで取締役としての職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

ふく たけ えい いち  
福武 栄一

(1962年1月26日生)

再任

取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2年	1984年4月 当社入社	2021年6月 当社土木本部長（現任）
所有する当社の株式の数 684株	2014年12月 当社土木本部工務部長	
	2019年6月 当社土木本部副本部長	
	2019年7月 当社執行役員（現任）	
	2021年6月 当社取締役（現任）	

#### 取締役候補者とした理由

福武栄一氏は、長年にわたり土木事業部門に従事し、同部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有するとともに、土木本部工務部長、土木本部副本部長等の要職を経て、現在は土木本部長を務めております。この豊富な経験と実績をもとに、これまで取締役としての職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

みつ おか けい いち  
光岡 敬一

(1947年3月14日生)

再任

社外

独立

取締役在任年数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
8年	1965年4月 広島国税局採用	2011年3月 当社監査役
所有する当社の株式の数 0株	2004年7月 広島東税務署長	
	2005年8月 光岡税理士事務所 税理士（現任）	
【重要な兼職の状況】 光岡税理士事務所 税理士 株式会社はるやまホールディングス 社外監査役		

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

光岡敬一氏は、税務の専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、企業会計・税務に精通するとともに、会社経営に関しても十分な見識を有しています。その経験と見識に基づく業務執行の監督機能強化への貢献を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、業務執行者として会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

8

この ひろ ゆき  
河野 裕行

(1971年2月9日生)

再任

社外

独立

取締役在任年数 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2年	2001年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社	2020年10月	河野公認会計士事務所 公認会計士・税理士（現任）
0株	2020年10月	有限責任監査法人トーマツ退職	2021年6月	当社取締役（現任）

所有する当社の株式の数

【重要な兼職の状況】 河野公認会計士事務所 公認会計士・税理士  
株式会社宮本組 社外監査役  
特殊電極株式会社 社外取締役（監査等委員）（2023年6月就任予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

河野裕行氏は、長年にわたる監査法人における財務・会計及び業務執行の監査による豊富な経験と幅広い知見を有しています。その経験と知見に基づく専門的な見地からの経営全般に対する助言及びコーポレート・ガバナンス強化への貢献を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、業務執行者として会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 光岡敬一氏及び河野裕行氏は、社外取締役候補者であります。両氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、光岡敬一氏は8年、河野裕行氏は2年となります。
3. 光岡敬一氏は、2010年6月29日に開催された第73回定時株主総会で補欠監査役に選任され、当社の監査役であった故風欽也氏が2011年3月2日に逝去されたことに伴い社外監査役に就任しました。社外監査役としての任期は、故監査役風欽也氏の任期が満了する2011年6月29日に開催された第74回定時株主総会終結の時まででありました。
4. 当社は、光岡敬一氏及び河野裕行氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本総会において両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、光岡敬一氏が所属する光岡税理士事務所及び河野裕行氏が所属する河野公認会計士事務所と当社の間には顧問契約等の取引関係はありません。
5. 当社は、光岡敬一氏及び河野裕行氏との間で、会社法第427条第1項及び現行定款第34条の規定に基づく責任限定契約を締結しており、本総会において両氏の再任が承認された場合には、本契約は継続する予定であります。責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を定めております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考)

## 【取締役の専門性と経験】

	企業経営・ 経営戦略	技術・ 品質	営業・ マーケティング	財務・ 会計	法務・ コンプライアンス	ガバナンス・ リスクマネジメント
三宅 啓一	○	○	○			○
大藤 強	○			○	○	○
青木 一也	○	○				
富塚 照彦	○			○	○	○
五十嵐 裕	○	○	○			
福武 栄一	○	○				
光岡 敬一				○		○
河野 裕行				○		○

※本一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役吉岡敬二氏及び小野好彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

よし おか

吉岡

けい じ

敬二

(1958年5月6日生)

再任

監査役在任年数

5年

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年4月 当社入社

所有する当社の株式の数

743株

2009年8月 当社広島支店管理部長

2011年4月 当社大阪支店管理部長

2013年3月 当社東京支店管理部長

2018年6月 当社常勤監査役(現任)

### 監査役候補者とした理由

吉岡敬二氏は、長年にわたり経理関連部門に従事し、事業全般における豊富な経験と実績を有しております。2018年より常勤監査役として当社の経営の監督・監査を適切に行っており、今後も監査役として職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

う え む ら よ し と  
植村 義人

(1947年10月5日生)

新任

社外

独立

## 監査役在任年数

一年

## 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1966年 4月	岡山県警察官拝命	2010年 4月	当社入社 総務部部长
2001年 3月	備前警察署長	2013年 3月	当社退社
2004年 3月	岡山県警察本部刑事部刑事企画課長	2013年 4月	岡山県服務規律アドバイザー就任
2005年 3月	岡山県警察本部警察学校長	2015年 3月	同上退任
2006年 3月	岡山県警察本部警備部長	2018年 6月	新岡山ゴルフクラブ顧問就任
2007年 2月	岡山東警察署（現岡山中央警察署）長	2022年12月	同上退任
2008年 3月	同上退官		

## 所有する当社の株式の数

0株

## 社外監査役候補者とした理由

植村義人氏は、長年警察業務に従事し、幅広い経験や見識を有しております。この経験や見識を生かし、コンプライアンス及び危機管理の観点から監査していただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、業務執行者として会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者のうち、植村義人氏は、社外監査役候補者であり、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 植村義人氏は、2010年4月から2013年3月までの間、当社に総務部部长（渉外担当）として在籍しておりましたが、退職後10年を経過しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役として当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。
4. 当社は、現行定款第34条において、社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結できる旨を定めております。植村義人氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善悪でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を定めております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

おの たかし  
小野 尊史 (1970年8月10日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1994年 4月	林薬品株式会社入社	2004年 10月	同社退社
1997年 8月	同社退社	2004年 11月	小野好彦税理士事務所入所（現任）
2000年 4月	株式会社岡山中央会計事務所入社		

【重要な兼職の状況】 小野好彦税理士事務所 税理士

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

小野尊史氏は、税務の専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役として当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、業務執行者として会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。



- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小野尊史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、現行定款第34条において、社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結できる旨を定めております。小野尊史氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、小野尊史氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を定めております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

以上

## 1 企業の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個人消費や設備投資が伸び悩む局面が見られたものの、水際対策の緩和をはじめとしたウィズコロナへの適応により社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方でロシア・ウクライナ情勢などを背景とする原材料・エネルギー価格の高騰、金融資本市場の変動など、景気の先行きは予断を許さない状況が続きました。

建設業界におきましては、大型インフラ整備や防災・減災対策をはじめとする国土強靱化政策の推進などにより、公共投資は引き続き堅調に推移しました。民間設備投資は、企業収益の回復に伴い持ち直しの動きが見られたものの、競争の激化や建設資材の価格高騰などの影響により、厳しい収益環境で推移しました。

こうした経営環境の中で当社は、全社を挙げて品質管理及び安全管理並びにコンプライアンス確保の徹底に努めるとともに、技術力、提案力等の総合力の更なる向上と安定的な収益基盤の構築を目指して積極的な営業活動を展開してまいりました。

これらの結果、売上高は前期比32.6%増の944億77百万円となりました。利益面では、営業利益が前期比75.2%減の5億80百万円、経常利益が前期比66.6%減の8億49百万円、当期純利益は前期比71.1%減の5億16百万円となりました。受注高は前期比6.0%減の859億79百万円となりました。

#### 売上高

**944億77**百万円 前期比 32.6%増

#### 営業利益

**5億80**百万円 前期比 75.2%減

#### 経常利益

**8億49**百万円 前期比 66.6%減

#### 当期純利益

**5億16**百万円 前期比 71.1%減

受注高859億79百万円のうち、建築工事は前期比13.4%増の574億83百万円、土木工事は前期比30.2%減の284億95百万円であり、これらの発注者別内訳は民間74.6%、官公庁25.4%となりました。

主な受注工事は次のとおりであります。

GLP小郡ロジスティック特定目的会社	GLP福岡小郡プロジェクト	(福岡県)
イオンモール(株)	イオンモール太田増床活性化工事	(群馬県)
総社市	総社市新庁舎(庁舎棟・議会棟)建設工事	(岡山県)
西日本高速道路(株)	岡山自動車道有漢工事	(岡山県)
国土交通省	R4国道20号新笹子トンネルその1工事	(山梨県)

売上高944億77百万円のうち、建築工事は前期比62.3%増の578億74百万円、土木工事は前期比2.8%増の366億2百万円であり、これらの発注者別内訳は民間71.4%、官公庁28.6%となりました。

主な完成工事は次のとおりであります。

イオンリテール(株)	イオンスタイル天王町新築工事	(神奈川県)
マルイト(株)	ホテルモンテエルマーナ東京日本橋新築工事	(東京都)
江戸川区	江戸川区立小岩小学校改築工事	(東京都)
国土交通省	H30東関東川尾地区函渠工事	(茨城県)
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	相鉄・東急直通線、羽沢トンネル他	(神奈川県)

次期への繰越高は、前期比7.4%減少して1,058億86百万円となりました。

#### 【当期末における受注高・売上高・繰越高】

(単位：百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	建築	45,807	57,483	57,874	45,417
	土木	68,576	28,495	36,602	60,469
	計	114,384	85,979	94,477	105,886

## (2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は1億34百万円となりました。そのうち主要なものは、事業用建物及び基幹システム機器の更新等であります。

## (3) 資金調達の状況

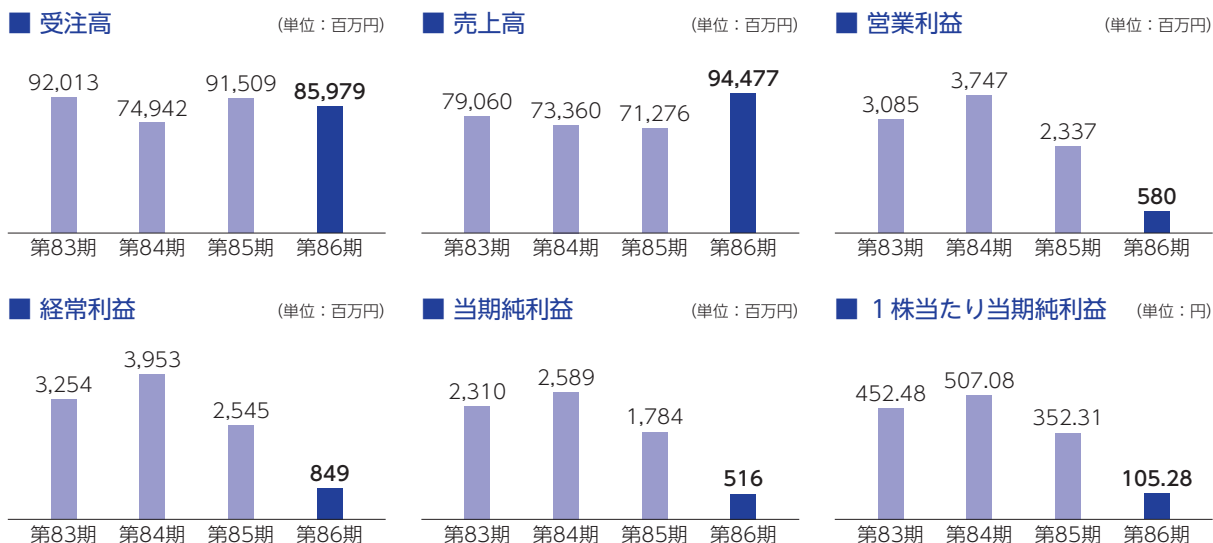
特記すべき事項はありません。

## (4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第83期 (2019年度)	第84期 (2020年度)	第85期 (2021年度)	第86期 (当期) (2022年度)
受 注 高	92,013	74,942	91,509	85,979
売 上 高	79,060	73,360	71,276	94,477
営 業 利 益	3,085	3,747	2,337	580
経 常 利 益	3,254	3,953	2,545	849
当 期 純 利 益	2,310	2,589	1,784	516
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	452円48銭	507円08銭	352円31銭	105円28銭
総 資 産	92,515	92,530	90,912	103,137
純 資 産	64,888	67,152	66,934	65,623
1 株 当 た り 純 資 産 額	12,705円53銭	13,148円78銭	13,502円81銭	13,772円02銭

(注) 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



## (5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、社会・経済活動の正常化に伴い、景気は持ち直しの動きを更に強めることが期待されます。一方で、ロシア・ウクライナ情勢をはじめとする地政学的リスクの高まりや世界的な金融引き締めによる海外景気の下振れ、過度な円安による物価上昇が及ぼす影響など、依然として先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

建設業界におきましては、公共投資は国土強靱化政策に基づく防災・減災対策関連事業や社会インフラの維持・更新などにより、引き続き堅調に推移すると見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症は感染対策と社会経済活動を両立させるウィズコロナのステージとなり、投資需要が一層活発化するなど、全体として高い水準を維持するものと期待されます。一方で、建設資材価格の高止まりや納期延伸、労務逼迫などにより、収益環境は厳しい状況が続くものと懸念されます。

このような事業環境のもと、当社といたしましては、リスク管理を徹底し、これまで築いてきた信用と健全な財務力などを一層強化するとともに、人材育成に注力し、事業環境の変化にシなやかに対応できるよう、総合力の更なる向上を図ってまいります。

また、2021年度から2023年度を対象とする3カ年の中期経営計画の目標に向けて、各施策を着実に実行することで、営業力、提案力の強化や技術優位性の構築を進めるとともに、サステナビリティに係る取り組みを一層強化し、働き方改革、生産性向上など喫緊の課題解決を全社的に推進してまいります。

そして、社会から高い信頼を寄せただけの企業であり続けるべく、全社を挙げて企業価値の更なる向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 【ご参考】

#### ○中期経営計画の概要

対象期間： 2021年度～2023年度 3カ年計画

基本方針：「品質・安全・コンプライアンスの確保を第一とし、収益力の強化を図るとともに、本業を通じて広く社会に貢献する」

(単位：百万円)

数値目標：

	最終年度 (2023年度)	累計目標 2021年度～2023年度
受 注 高	80,000	233,000
売 上 高	80,000	230,000
売 上 総 利 益	8,000	22,600
営 業 利 益	2,800	7,000

目標指標：

売 上 高 総 利 益 率	10%以上
売 上 高 営 業 利 益 率	3%以上
自 己 資 本 比 率	60%以上
配 当 性 向	30%以上

## ○中期経営計画（2021年度～2023年度）の進捗状況

(単位：百万円)

	2021年度			2022年度		
	中期経営計画	実績	計画比	中期経営計画	実績	計画比
受注高	75,000	91,509	16,509	78,000	85,979	7,979
売上高	73,000	71,276	△1,723	77,000	94,477	17,477
売上総利益	7,000	7,372	372	7,600	6,159	△1,440
売上高総利益率	9.6%	10.3%	0.7%	9.9%	6.5%	△3.4%
営業利益	1,800	2,337	537	2,400	580	△1,819
売上高営業利益率	2.5%	3.3%	0.8%	3.1%	0.6%	△2.5%
配当性向	30%	48.3%	18.3%	30%	161.5%	131.5%

(単位：百万円)

	2023年度			累 計		
	中期経営計画	業績予想	計画比	中期経営計画	実績・予想	計画比
受注高	80,000	78,000	△2,000	233,000	255,489	22,489
売上高	80,000	80,000	—	230,000	245,753	15,753
売上総利益	8,000	6,000	△2,000	22,600	19,532	△3,067
売上高総利益率	10.0%	7.5%	△2.5%	9.8%	7.9%	△1.9%
営業利益	2,800	500	△2,300	7,000	3,418	△3,581
売上高営業利益率	3.5%	0.6%	△2.9%	3.0%	1.4%	△1.6%
配当性向	30%	214.4%	184.4%	30%	—	—

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

特記すべき事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者（(特-4) 第2646号）として国土交通大臣許可を受け、建築、土木及びこれらに関連する事業を行っており、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（(12) 第2381号）として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

## (8) 主要な営業所の状況

東京本社 東京都港区南青山5丁目9番15号 青山OHMOTOビル  
本店 岡山市北区内山下1丁目1番13号  
支店 東北支店（仙台市） 東京支店（東京都港区）  
横浜支店（横浜市） 名古屋支店（名古屋市）  
大阪支店（大阪市） 岡山支店（岡山市）  
広島支店（広島市） 四国支店（高松市）  
九州支店（福岡市）

## (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
810名	11名減

- (注) 1. 上記のほかに臨時従業員（年間平均）60名が就業しております。  
2. 従業員数には外部機関等への出向者4名は含んでおりません。



## (10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
シンジケートローン	4,000
株式会社中国銀行	2,000
株式会社広島銀行	1,000
株式会社百十四銀行	1,000

(注) シンジケートローンは、株式会社中国銀行を幹事とする9社の協調融資によるものであります。

## (11) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,900,000株

(2) 発行済株式の総数 5,132,380株

(3) 株主数 884名

### (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社OHMOTOホールディングス	1,386 千株	29.10 %
公益財団法人大本育英会	1,018	21.38
Black Clover Limited Director Sakamoto Shungo	417	8.76
有限会社大百興産	268	5.63
株式会社中国銀行	234	4.93
大本組従業員持株会	146	3.07
古田 安人	61	1.30
大本 万平	43	0.92
小倉 順子	38	0.80
株式会社広島銀行	36	0.78

(注) 持株比率は、2023年3月31日現在所有の自己株式を控除して算出しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	三宅啓一	
取締役 専務執行役員	大藤 強	管理本部長 (兼) コンプライアンス担当
取締役 執行役員	富塚 照彦	管理本部副本部長 (兼) 総務部長
取締役 執行役員	五十嵐 裕	営業本部長
取締役 執行役員	青木 一也	建築本部長
取締役 執行役員	福武 栄一	土木本部長
取締役	光岡 敬一	光岡税理士事務所 税理士 株式会社はるやまホールディングス 社外監査役
取締役	河野 裕行	河野公認会計士事務所 公認会計士・税理士 株式会社宮本組 社外監査役
常勤監査役	吉岡 敬二	
監査役	田村 政志	
監査役	小野 好彦	小野好彦税理士事務所 税理士

- (注) 1. 取締役光岡敬一氏及び河野裕行氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 2. 監査役田村政志氏及び小野好彦氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
 3. 取締役光岡敬一氏は、税理士であり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 取締役河野裕行氏は、公認会計士及び税理士であり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 常勤監査役吉岡敬二氏は、当社経理関連部門での経理経験を有し、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 監査役田村政志氏は、金融機関における長年の経験があり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 7. 監査役小野好彦氏は、税理士であり、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 当事業年度中に退任した監査役

氏名	退任時の地位	退任理由	退任年月日
安藤 忠夫	監査役	辞任	2022年10月14日

## (3) 当事業年度中に就任した監査役

氏名	地位	就任年月日
小野 好彦	監査役	2022年10月14日

(注) 小野好彦氏は、2019年6月27日開催の当社第82回定時株主総会において、補欠監査役として選任されております。

## (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として損害賠償責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

## (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を定めております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員（既に退任している役員及びこの保険期間中に新たに選任された役員を含む）であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

## (6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の持続的・安定的な成長を目指すためには中長期的視点から経営に取り組むことが重要であるとの考えから、職責や実績を踏まえて決定する基本報酬を主体としつつ、業績及び企業価値の向上を図るためのインセンティブとなる業績連動報酬を採用し、その役割と責務に相応しい水準となるよう配慮した体系としております。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

監査役の報酬は、監査役会において監査役が協議し、各監査役の報酬額は全員の合意により決定しております。

#### 2. 取締役の個人別報酬の決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受け、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、予め取締役会で策定された報酬体系等に基づき、各取締役の基本報酬額及び業績連動報酬額を算定します。基本報酬は、代表権の有無、役位、従業員給与の水準等により策定された報酬テーブルに基づき、代表取締役が各取締役の実績、就任年数その他各種の要素を総合的に勘案して決定します。業績連動報酬は、当該事業年度の業績と中長期的な将来の業績への貢献を評価するため営業利益及び受注高を指標とし、予め取締役会等で決定した業績指標の目標値に対する達成度に応じて定められた係数（0～1.5）を業績連動報酬基礎額に乗じることで年額を算定します。基本報酬及び業績連動報酬はいずれも金銭報酬とし、業績連動報酬算定基礎額は基本報酬額の25%としております。業績連動報酬は、毎年5月にその額を決定し、6月に賞与として一括で支給します。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の額の決定は、代表取締役社長執行役員社長三宅啓一に委任しております。委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役社長が適任と判断したためであります。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の額の決定が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会に代表取締役社長が作成した原案を諮問し答申を得るものとし、取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し決定することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第68回定時株主総会において年額2億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1994年8月26日開催の第57回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合しており、指名・報酬委員会の答申内容を尊重して代表取締役社長が決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	68 (12)	68 (12)	—	—	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	25 (11)	25 (11)	—	—	4 (3)

- (注) 1. 報酬等の総額に含まれない使用人兼務取締役に対する使用人給与 (賞与を含む) は52百万円であります。  
 2. 退任した監査役を含んでおります。  
 3. 業績連動報酬等の額の算定にあたって指標とした営業利益及び受注高の実績は、事業報告の「1 企業の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載しております。

## (7) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等  
光岡氏、河野氏、小野氏の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	光岡敬一	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、主に財務・会計分野に関する意見を適宜述べております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的立場から、業務の執行に対する監督機能を行い、期待される役割を適切に果たしております。
社外取締役	河野裕行	当事業年度開催の取締役会11回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、財務・会計手続きに関する意見を適宜述べております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、取締役等の指名・報酬に関する重要事項の審議に参加するなど、独立した客観的立場から、経営全般に対する助言及びガバナンスに関する助言・提言を行い、期待される役割を適切に果たしております。
社外監査役	田村政志	当事業年度開催の取締役会11回の全て、監査役会8回の全てにそれぞれ出席し、主に金融機関に勤めた長年の経験・知見に基づき、取締役の業務執行の適正性を確保するために必要な意見を適宜述べております。
社外監査役	安藤忠夫	2022年10月14日の監査役辞任までに開催された取締役会6回、監査役会4回の全てを療養のため欠席しましたが、毎回取締役会及び監査役会の議案の内容について事前に説明を受け、豊富な経験や高い見識に基づいた客観的かつ広範な視野から、主にコンプライアンス及び危機管理に関する意見を適宜述べておりました。
社外監査役	小野好彦	2022年10月14日の監査役就任後に開催された取締役会5回の全て、監査役会4回の全てにそれぞれ出席し、税理士としての専門的見地から、主に財務・会計分野に関する意見を適宜述べております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額及び監査役会が当該報酬等に同意した理由

区 分	報酬額 (百万円)
① 当社が支払うべき報酬等の額	38
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。当該金額について、当社監査役会は過年度における会計監査人の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の報酬見積もりの妥当性等を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が関係法令に基づく懲戒処分及び監督官庁からの処分を受けた場合、若しくは会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査能力等を総合的に検討し監査を遂行するのに不十分であると判断した場合は、経営執行部門と十分な意見交換を行った上で、会計監査人の解任または不再任に関する議案を監査役会の決議に基づき決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。



## 6 業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスに係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置により、取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築し徹底を図るとともに、不正行為等の早期発見と是正のため内部通報制度を整備・運用する。また、内部監査室は独立した立場から内部統制の整備、運用の状況を評価し、その結果を定期的に取り締役に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、その記録方法、保存期間及び管理方法を定める規程に従い、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの重要書類等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及びグループ各社の経営に影響を及ぼす部門横断的なリスクを認識し、評価し、適切に対応するため、リスク管理に係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置、教育等を行う。また、本部組織単位の業務に付随するリスク管理は規程に基づいて当該部門を統括する執行役員に責任及び権限を付与する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を採用し、経営の意思決定機能の迅速化及び監督機能を強化するとともに、業務執行の権限に関する規程を定めることにより、業務及びその権限と責任の範囲を明確化し、適正で効率的な業務組織の編成を図る。また、内部監査室は独立した立場から執行役員及び使用人並びにグループ各社の取締役等の業務の執行及び業務プロセス等の適切性並びに効率性を監査し、監査の結果を定期的に取り締役に報告する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制
- 当社は、管理本部を所管する執行役員に、グループ各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの責任及び権限を付与する。グループ各社の取締役及び使用人は、その業務の執行状況等に関し、当社監査役及びグループ各社を管理する執行役員に報告し、当該執行役員は、グループ各社の状況を定期的に取り締役に報告する。また、グループ各社においても、当社に準じたコンプライアンス、情報及びリスク管理を行う。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、監査役当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社は、監査役職務を補助する監査役会事務局を設置し、監査役会事務局員は、内部監査室及び管理本部等に所属する使用人のうちから任命する。監査役会事務局員は、監査役の直接指揮に従い職務遂行に必要な権限を付与される。また、監査役会事務局員の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得る。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役は、他の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に関して、法令及び定款に違反する重大な事実またはその発生の可能性を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。また当社は、執行役員規程及び内部通報規程を通じ、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について執行役員及び使用人が監査役に報告する体制を整備するとともに、監査役に対して報告を行った者に不利益が生じないよう内部通報規程に則り適切な措置をとる。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社は、重要会議への出席、取締役、執行役員及び使用人からの業務執行状況の聴取、重要書類の閲覧等を通じ、監査役職務執行の実効性の確保を図る。また、監査役からの請求に従い、監査役職務の執行に必要な認められる費用について負担する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を図る体制を整備及び運用する。

#### ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、いかなる場合でも経済的利益を供与しないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、これに基づき制定した企業行動指針の遵守、マニュアルの活用、委員会の運営及び警察、顧問弁護士等の外部の専門機関との連携により、体制の強化を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルにより法令・定款の遵守についての指針を明示し、実効性向上に努めております。また、部門毎に適宜必要な教育を実施し、コンプライアンスの重要性について周知・徹底を図っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内規定に定めるところにより適正に保存及び管理しております。
- ③ 経営の意思決定機能の迅速化のため執行役員制度を採用し、取締役会において毎回担当執行役員より業務執行状況の報告を受けることにより、職務執行の監督を行っております。
- ④ 経営に影響を及ぼす事象が発生した場合は、危機管理委員会の決定により危機対策本部を設置し、危機の解決、克服もしくは回避のために適切に対応する体制を整備しております。
- ⑤ 監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会のほか業務執行に関する重要な会議にも出席し、取締役、執行役員と常時意見交換をできる体制になっております。また、監査役、会計監査人及び内部監査室は定期的な会合を持ち、情報交換を行っております。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、内部監査室が実施計画に基づき内部統制評価を実施しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                | <b>負債の部</b>     |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>82,999</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>33,923</b>  |
| 現金預金            | 10,609         | 支払手形            | 526            |
| 受取手形            | 9              | 電子記録債務          | 2,124          |
| 電子記録債権          | 2,367          | 工事未払金           | 8,736          |
| 完成工事未収入金        | 63,353         | 短期借入金           | 11,000         |
| 有価証券            | 1,000          | 未払金             | 5,269          |
| 未成工事支出金         | 1,227          | 未払法人税等          | 473            |
| 材料貯蔵品           | 116            | 未払費用            | 674            |
| 前払費用            | 21             | 未成工事受入金         | 2,591          |
| その他             | 4,325          | 預り金             | 53             |
| 貸倒引当金           | △31            | 前受収益            | 6              |
| <b>固定資産</b>     | <b>20,138</b>  | 完成工事補償引当金       | 58             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,524</b>   | 賞与引当金           | 766            |
| 建物              | 4,991          | 工事損失引当金         | 1,642          |
| 構築物             | 148            | <b>固定負債</b>     | <b>3,591</b>   |
| 機械及び装置          | 97             | 退職給付引当金         | 3,136          |
| 車両運搬具           | 0              | 資産除去債務          | 246            |
| 工具、器具及び備品       | 226            | その他             | 208            |
| 土地              | 3,036          | <b>負債合計</b>     | <b>37,514</b>  |
| 建設仮勘定           | 24             | <b>純資産の部</b>    |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>117</b>     | <b>株主資本</b>     | <b>63,088</b>  |
| ソフトウェア          | 67             | 資本金             | 5,296          |
| 電話加入権           | 49             | 資本剰余金           | 4,314          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,495</b>  | 資本準備金           | 4,314          |
| 投資有価証券          | 6,852          | <b>利益剰余金</b>    | <b>55,617</b>  |
| 関係会社株式          | 61             | 利益準備金           | 735            |
| 従業員に対する長期貸付金    | 2              | その他利益剰余金        | 54,882         |
| 関係会社長期貸付金       | 23             | 別途積立金           | 53,500         |
| 長期保証金           | 4,150          | 繰越利益剰余金         | 1,382          |
| 前払年金費用          | 218            | <b>自己株式</b>     | <b>△2,139</b>  |
| 繰延税金資産          | 139            | 評価・換算差額等        | 2,534          |
| その他             | 48             | その他有価証券評価差額金    | 2,534          |
| 貸倒引当金           | △0             | <b>純資産合計</b>    | <b>65,623</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>103,137</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>103,137</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額  |            |
|-------------------|------|------------|
| <b>売上高</b>        |      |            |
| 完成工事高             |      | 94,477     |
| <b>売上原価</b>       |      |            |
| 完成工事原価            |      | 88,318     |
| <b>売上総利益</b>      |      |            |
| 完成工事総利益           |      | 6,159      |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |      | 5,579      |
| <b>営業利益</b>       |      | <b>580</b> |
| <b>営業外収益</b>      |      |            |
| 受取利息              | 12   |            |
| 受取配当金             | 154  |            |
| 受取賃貸料             | 373  |            |
| その他               | 11   | 552        |
| <b>営業外費用</b>      |      |            |
| 支払利息              | 20   |            |
| 賃貸収入原価            | 225  |            |
| 支払保証料             | 20   |            |
| その他               | 15   | 282        |
| <b>経常利益</b>       |      | <b>849</b> |
| <b>特別利益</b>       |      |            |
| 投資有価証券売却益         | 37   | 37         |
| <b>税引前当期純利益</b>   |      | <b>887</b> |
| 法人税、住民税及び事業税      | 750  |            |
| 法人税等調整額           | △379 | 370        |
| <b>当期純利益</b>      |      | <b>516</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |          |         |       |          |         |         |        |        |
|-------------------------|-------|-------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|--------|--------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |          |         |         | 自己株式   | 株主資本合計 |
|                         |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |        |        |
|                         |       |       |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |        |        |
| 当期首残高                   | 5,296 | 4,314 | —        | 4,314   | 735   | 52,500   | 2,708   | 55,943  | △953   | 64,600 |
| 当期変動額                   |       |       |          |         |       |          |         |         |        |        |
| 別途積立金の積立                |       |       |          |         |       | 1,000    | △1,000  | —       |        | —      |
| 剰余金の配当                  |       |       |          |         |       |          | △842    | △842    |        | △842   |
| 当期純利益                   |       |       |          |         |       |          | 516     | 516     |        | 516    |
| 自己株式の取得                 |       |       |          |         |       |          |         |         | △1,185 | △1,185 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |       |       |          |         |       |          |         |         |        |        |
| 当期変動額合計                 | —     | —     | —        | —       | —     | 1,000    | △1,326  | △326    | △1,185 | △1,511 |
| 当期末残高                   | 5,296 | 4,314 | —        | 4,314   | 735   | 53,500   | 1,382   | 55,617  | △2,139 | 63,088 |

|                         | 評価・<br>換算<br>差額等         | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|--------------------------|-----------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価<br>差額金 |           |
| 当期首残高                   | 2,333                    | 66,934    |
| 当期変動額                   |                          |           |
| 別途積立金の積立                |                          | —         |
| 剰余金の配当                  |                          | △842      |
| 当期純利益                   |                          | 516       |
| 自己株式の取得                 |                          | △1,185    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 200                      | 200       |
| 当期変動額合計                 | 200                      | △1,310    |
| 当期末残高                   | 2,534                    | 65,623    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

不動産事業支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材料貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

##### ② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績率を基礎として計上しております。

##### ③ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

- ④ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の建設事業における履行義務は、主に請負契約に基づく建設工事の施工及び完成であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続)

当社が構成員となっている特定建設工事共同企業体については、出資割合等に基づいて当社の会計に組み込む処理によっております。



## 2. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり収益を認識する方法による収益認識及び工事損失引当金

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

|                            | 当事業年度  |
|----------------------------|--------|
| 一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高 | 90,823 |
| 工事損失引当金                    | 1,642  |

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり収益を認識する方法による完成工事高は、工事収益総額、工事原価総額、決算日における進捗度の各要素に基づき、工事収益総額に工事原価総額を基礎とする期末までの実際発生原価額に応じた進捗度を乗じて算定しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

工事損失引当金は、工事契約について、工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。

工事収益総額の見積りは、契約が未締結の部分について当事者間で実質的に合意され、合意の内容に基づいて対価の額を信頼性をもって見積ることができることとなった時点で行っております。

工事原価総額の見積りは、工事進行途上における工事契約の変更や、当初予想しえなかった事象の発生に対して、個別の要因を考慮した上で見直しを行っております。

工事収益総額、工事原価総額等の主要な仮定に変動が生じた場合、翌事業年度の完成工事高及び工事損失引当金に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

|                                           |            |
|-------------------------------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                        | 7,603 百万円  |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）       |            |
| 短期金銭債権                                    | 33 百万円     |
| (3) 完成工事未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額及び契約資産の金額 |            |
| 完成工事未収入金                                  | 10,804 百万円 |
| 契約資産                                      | 52,548 百万円 |
| (4) 未成工事受入金のうち、契約負債の金額                    |            |
| 契約負債                                      | 2,591 百万円  |

### 4. 損益計算書に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「9.収益認識に関する注記（1）収益の分解情報 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

#### (2) 関係会社との取引高

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 営業取引による取引高      |         |
| 仕入高             | 124 百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 58 百万円  |

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 |             |
| 普通株式                       | 5,132,380 株 |
| (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |             |
| 普通株式                       | 367,419 株   |

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 842             | 170.0           | 2022年3月31日 | 2022年6月29日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

|           |            |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額   | 810百万円     |
| ・1株当たり配当額 | 170.0円     |
| ・基準日      | 2023年3月31日 |
| ・効力発生日    | 2023年6月28日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産          | 百万円    |
|-----------------|--------|
| 退職給付引当金         | 955    |
| 工事損失引当金         | 500    |
| 減損損失計上額         | 248    |
| 賞与引当金           | 233    |
| 未払費用            | 167    |
| 工事未払金           | 132    |
| その他             | 362    |
| 繰延税金資産小計        | 2,600  |
| 評価性引当額          | △1,275 |
| 繰延税金資産合計        | 1,324  |
| 繰延税金負債          |        |
| その他有価証券評価差額金    | 1,066  |
| 前払年金費用          | 66     |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 52     |
| 繰延税金負債合計        | 1,184  |
| 繰延税金資産の純額       | 139    |

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については取引金融機関9社と貸出コミットメント契約を締結しております。

完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は株式であります。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|            | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額 |
|------------|----------|--------|----|
| ① 完成工事未収入金 | 63,353   | 63,357 | 4  |
| ② 投資有価証券   |          |        |    |
| その他有価証券    | 6,177    | 6,177  | —  |

(注) 1. 「現金預金」「受取手形」「電子記録債権」「有価証券」「支払手形」「電子記録債務」「工事未払金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等（貸借対照表計上額674百万円）は、「② 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

|         | 時価    |      |      |       |
|---------|-------|------|------|-------|
|         | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券  |       |      |      |       |
| その他有価証券 | 6,177 | —    | —    | 6,177 |

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

|          | 時価   |        |      |        |
|----------|------|--------|------|--------|
|          | レベル1 | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 完成工事未収入金 | —    | 63,357 | —    | 63,357 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

完成工事未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間を加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用等の土地及び建物を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 貸借対照表計上額 | 時価    |
|----------|-------|
| 2,813    | 4,995 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|               | 建築     | 土木     | 計      |
|---------------|--------|--------|--------|
| 売上高           |        |        |        |
| 民間            | 57,482 | 10,000 | 67,482 |
| 官公庁           | 392    | 26,602 | 26,995 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 57,874 | 36,602 | 94,477 |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

|               | 期首残高   | 期末残高   |
|---------------|--------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 8,566  | 10,804 |
| 契約資産          | 26,468 | 52,548 |
| 契約負債          | 2,264  | 2,591  |

契約資産は、顧客との工事請負契約について期末日時点で顧客に支配が移転した財又はサービスについて未請求の工事請負契約に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該移転した財又はサービスに関する対価は、顧客との契約別の支払条件により請求し、受領しております。

契約負債は、主に顧客との工事請負契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,813百万円であります。また、当事業年度の契約資産及び契約負債の主な増減は工事の進捗、対価の回収等によるものであります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額は2,726百万円であります。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2023年3月31日時点で105,886百万円であり、期末日後1年以内に約60%、残り約40%がその後4年以内に収益として認識されると見込んでおります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|            |            |
|------------|------------|
| 1株当たり純資産額  | 13,772円02銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 105円28銭    |

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 大本組  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 奥村 孝司

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大本組の2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社大本組 監査役会

常勤監査役 吉 岡 敬 二 ㊟

監 査 役 田 村 政 志 ㊟

監 査 役 小 野 好 彦 ㊟

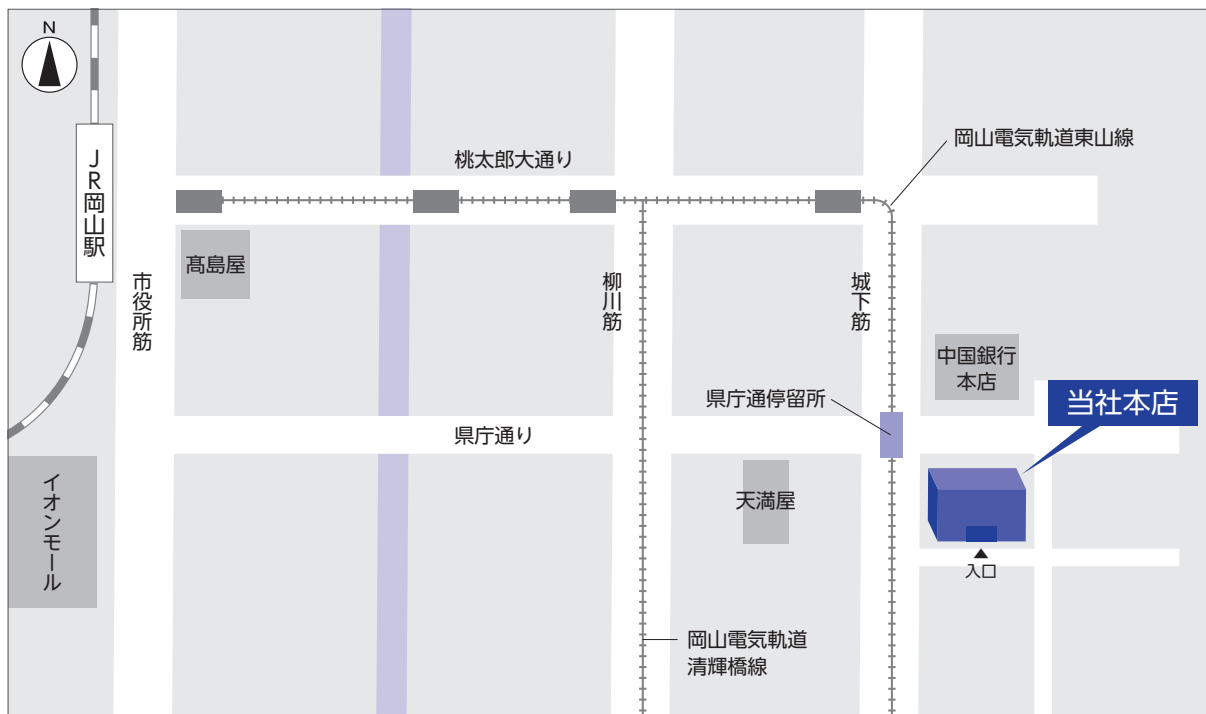
(注) 監査役田村政志、監査役小野好彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場

岡山市北区内山下1丁目1番13号 当社本店 6階大会議室  
TEL. (086) 225-5131



交通

岡山電気軌道（路面電車）東山線  
県庁通停留所下車徒歩約2分

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています